

改正

平成12年10月1日

武蔵野市自主防災組織に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の自主防災組織を育成することにより、「自分の命、自分のまちは、自分たちで守る」という市民の防災意識の高揚と行動力を高め、もって災害に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(要件及び届出)

第2条 「自主防災組織」は、次に定める要件を備えた組織で、市長が適当と認めたものとする。

- (1) 町会若しくは自治会又はこれらに類するもので自主的に結成されたものであること。
- (2) 1組織がおおむね10世帯以上で構成されていること。
- (3) 年1回以上防災訓練を実施すること。
- (4) 市及び消防署が実施する防災訓練並びに防災に関する諸行事に参加すること。

2 自主防災組織を結成したときは、その代表者は、武蔵野市自主防災組織結成届（第1号様式）を市長に提出するものとする。

(自主防災組織の育成)

第3条 市は、次に掲げる支援及び協力を通して自主防災組織を育成する。

- (1) 自主防災組織の防災活動に必要な資器材等の整備に関する支援を行う。
- (2) 防災意識の普及及び高揚を図るため、自主防災組織の実施する訓練等の各種防災行事に協力する。

(訓練等の報告)

第4条 自主防災組織の代表者は、次に定める報告をしなければならない。

- (1) 防災訓練等を実施しようとするときは、事前に防災訓練等計画書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。
- (2) 防災訓練等を実施したときは、速やかに防災訓練等実施結果報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(届出事項の変更)

第5条 自主防災組織の代表者は、届出事項に変更が生じたときは速やかに変更届（第4号様式）

を市長に提出しなければならない。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成10年9月1日から施行する。

付 則 (平成12年10月1日)

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

様式 (省略)